

第88期定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月22日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田

インターネットによる議決権行使期限

2022年6月21日(火) 午後5時30分入力完了分まで

書面（郵送）による議決権行使期限

2022年6月21日(火) 午後5時30分到着分まで

株主様へのお知らせ

- 本株主総会は、株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、対策を講じて開催させていただきます。詳細につきましては、2頁をご参照ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

シナネンホールディングス株式会社

証券コード 8132

Challenging New Worlds with Big Sky-thinking

大胆な発想で新しい世界への挑戦

エネルギーと住まいと 暮らしのサービスで 地域すべてのお客様の 快適な生活に貢献する

目次

第88期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	7
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告	50

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第88期（2021年度）定時株主総会招集ご通知をお届けするに当たり、ご挨拶申し上げます。

第88期は、前期にスタートした第二次中期経営計画の2年目にあたる一年でした。本中期経営計画は、第三次中期経営計画における飛躍に向けた基盤整備の期間として位置づけており、当期も引き続き、定性目標である①資本効率の改善、②持続的な成長を実現する投資、③社員の考え方・慣習・行動様式の変革という3点を着実に推進してまいりました。

脱炭素社会実現に向けた動きの加速に加え、先行き不透明な世界情勢など社会・経済環境には数々の変化が生じております。我々はいかなる変化の渦中におきましても、総合エネルギーサービス企業グループとして、お客様に安全・安心してご利用いただけるサービスの提供に努め、快適な生活を支えてまいります。また、当社グループの持続的な成長と共に、脱炭素社会の実現に貢献してまいります所存です。

株主の皆様におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

山崎 正毅



<株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応>

株主様へのお願いとご案内

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。なお、議決権行使期限は、2022年6月21日（火）午後5時30分到着分又は入力完了分までです。詳細については招集ご通知の4～6頁をご参照ください。
- ご出席を希望される株主様におかれましても、株主総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせていただくことを十分にご検討ください。特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方などは、ご来場について慎重なご判断をお願い申し上げます。

ご出席される株主様へのお願いとご案内

- 当日は、会場入り口で検温をさせていただくことがあります。また、発熱などの症状があると認められる方には入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
- 会場内では、マスクの常時ご着用や、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- 感染防止の観点から、間隔をあけた座席配置となりますので、満席となりました場合は、入場を制限させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

当社の対応について

- 株主総会の議事は、時間を短縮して行う予定です。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 登壇役員と運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- 体調不良と見受けられる方には運営スタッフからお声掛けさせていただき、お帰りいただく場合がございます。

今後の状況により株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主の皆様のご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



証券コード 8132
2022年6月7日

株主各位

東京都港区三田三丁目5番27号
シナネンホールディングス株式会社
取締役社長 山崎 正毅

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主の皆様には、書面又はインターネット等による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から6頁までのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月22日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館 1 階 ベルサール三田
3 目的事項	報告事項 1. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。従って、本添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト ▶▶▶ <https://sinanengroup.co.jp/>

■ 議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）による議決権行使



議決権
行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権
行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン専用のQRコード（ID・パスワードのご入力不要）を記載しております。

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

株主総会にご出席される場合



株主総会
開催日時

2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権をご行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

議決権行使のお取り扱い

書面とインターネットにより、議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるご行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回ご行使された場合は、最後に行われたご行使を有効といたします。

（ご参考）機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2022年6月21日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードをご入力することなく
議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※議決権行使書はイメージです。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

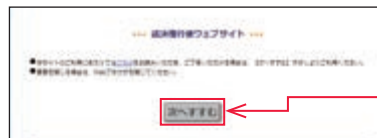


議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

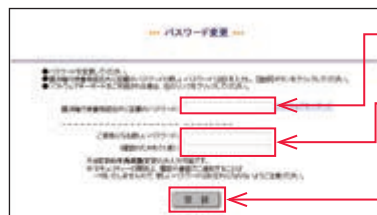
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご注意

インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

（受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（インターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更定款案
<u>（インターネット開示とみなし提供）</u>	
第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現行定款	変更定款案
	<u>(電子提供措置等)</u>
(新 設)	<u>第16条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	<u>2</u> 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	<u>(附則)</u>
	<u>第2条</u> 変更前定款第16条（インターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
	<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
	<u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）山崎正毅氏、清水直樹氏、間所健司氏、椎名忠聡氏の4名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の一層迅速な意思決定を図るため、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、監査等委員会は、取締役の選任について、各候補者の資質、取締役会全体の実効性、企業価値向上等の観点から、検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の業績向上に貢献していることから、監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

やまざき まさき
山崎 正毅

再任

1955年1月19日生
所有する当社の株式数 5,227株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	AIU保険会社入社（現AIG損害保険株式会社）	2004年 4月	Vale, Japan株式会社入社
1996年 1月	Walt Disney Enterprise, Japan入社 （現The Walt Disney Company, Japan）		取締役財務・経営管理担当
	Finance Director	2012年12月	同社代表取締役副社長
2001年 1月	Electronic Arts, Japan入社	2016年 6月	当社社外取締役監査等委員（常勤）
	CFO, Vice President	2018年 6月	当社代表取締役副社長企画担当役員
		2019年 6月	当社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

山崎正毅氏は、2019年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、グループ全体の経営の指揮を執り、強力なリーダーシップで経営課題に取り組む等、グループ全体の持続的な成長を図ってまいりました。2020年からは社員の考え方・慣習・行動様式の変革を起こすために、風土改革活動の陣頭指揮を執り、社員の成長と企業価値の向上を図っております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

しみず なおき
清水 直樹

1960年5月28日生
所有する当社の株式数 5,399株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2017年 4月	当社常務取締役企画担当役員
2008年 4月	当社経営企画部長	2018年 6月	当社常務取締役CCO兼管理担当役員
2011年 7月	当社執行役員財務経理部長	2020年 4月	当社常務取締役CCO
2012年 6月	当社取締役財務経理部長	2020年 6月	当社代表取締役専務CCO
2015年 4月	当社取締役経営企画本部長	2021年 4月	当社代表取締役専務CCO兼人事部長 兼グループ改革推進室長
2016年 6月	当社常務取締役経営企画本部長	2021年 8月	当社代表取締役専務CCO（現在）

取締役候補者とした理由

清水直樹氏は、当社の要職を歴任し、管理分野において幅広い経験と知識を有しております。また取締役就任以来、積極的に意見・提言を行い、当社の経営戦略の策定、グループ経営体制の強化及び風土改革の推進に取り組み、コーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任

まどころ けんじ
間所 健司

1960年10月16日生
所有する当社の株式数 2,013株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	東京国税局採用		(現EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社)
1988年11月	大和証券株式会社入社 (現株式会社大和証券グループ本社)	2017年 3月	当社執行役員経営企画本部経営企画部長
	株式会社大和証券経済研究所出向 (現株式会社大和総研)	2019年 4月	当社上席執行役員経営企画部長
		2020年 6月	当社取締役経営企画部長
1995年 7月	株式会社大和総研転籍	2021年 7月	当社取締役
2016年 4月	EYトラザクシオン・アドバイザー・サービス株式会社入社	2022年 4月	当社取締役経営企画部長 (現在)

取締役候補者とした理由

間所健司氏は、経営全般に関する豊富な経験と実績を有し、経営戦略の策定や広報・IR等にも携わるなど幅広く企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2022年7月1日に更新予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名のうち平野和久氏、重森豊氏、篠連氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ひらの かずひさ
平野 和久

再任

社外

独立

1954年11月25日生
所有する当社の株式数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	パロース株式会社入社 (現BIPROGY株式会社)	2001年10月	セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社入社 (現PAGインベストメント・マネジメント株式会社) コントローラー
1986年 5月	シティバンク、エヌ・エイ入行 (現シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2003年11月	マニユライフ生命保険株式会社入社 監査部長
1991年 3月	日本バンカース・トラスト信託銀行株式会社入行 コントローラー、総務経理部長	2009年10月	Prudential Financial Inc.入社 内部監査部 Vice President、駐日代表
1993年 8月	米国公認会計士資格取得	2016年 6月	一般社団法人 Japan Society of U.S.CPAs 代表理事 (現在)
1999年 8月	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社入社 コントローラー、総務経理部長	2020年 6月	当社社外取締役常勤監査等委員 (現在)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平野和久氏は、会計及び内部監査に関する専門的知識と豊富な経験をもとに積極的に意見・提言等を行っており、当社コーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号

2

しの
篠
れん
連

再任

社外

独立

1957年2月26日生
所有する当社の株式数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年10月	司法試験合格	2016年 6月	当社社外取締役監査等委員（現在）
1989年 4月	弁護士登録	2018年 6月	高島株式会社社外取締役監査等委員（現在）
1990年 1月	光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士（現在）	2019年 6月	前田建設工業株式会社社外監査役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

篠連氏は、弁護士及び他の企業の社外取締役等としての幅広い見識と豊富な経験をもとに積極的に意見・提言等を行っており、当社コーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

候補者番号

3

み た に ひろゆき
三谷 宏幸

新任

社外

独立

1953年4月4日生
所有する当社の株式数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	川崎製鉄株式会社入社（現JFEスチール株式会社）	2008年 3月	ノバルティスファーマ株式会社 代表取締役社長（CEO）兼
1988年 5月	株式会社ボストンコンサルティンググループ入社		ノバルティスホールディングジャパン株式会社 代表取締役社長
1992年 5月	日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 （現GEジャパン株式会社）企画開発部長	2013年10月	オフィス三谷代表（現在） 株式会社レイヤーズ・コンサルティング顧問（現在）
1998年10月	General Electric Company 航空機エンジン北アジア部門 社長兼ゼネラルマネージャー	2014年 4月	東京大学工学系研究科 非常勤講師（現在）
2002年 5月	GE横河メディカルシステム株式会社 代表取締役社長	2019年 8月	大学院大学至善館 教授（現在）
	（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）	2019年11月	ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー（現在）
2005年 7月	General Electric Company 本社カンパニーオフィサー	2020年 7月	当社指名・報酬委員（現在）
2007年 5月	ノバルティスファーマ株式会社 代表取締役社長（CEO）	2021年 7月	NCメディカルリサーチ株式会社代表取締役社長 （現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三谷宏幸氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、現在も企業経営の傍ら、大学やビジネススクールの教授を務め、人材育成においても豊富な経験・見識を有しております。また、2020年からは当社任意の指名・報酬委員会の委員を務めており、役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を期待しております。上記の理由により、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.各候補者は社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、平野和久氏及び篠連氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、三谷宏幸氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
- 4.当社は、平野和久氏及び篠連氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。また、三谷宏幸氏が選任された場合、当社は、同氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2022年7月1日に更新予定であります。
- 6.本総会終結時における社外取締役就任期間は、平野和久氏は2年、篠連氏は6年であります。

(ご参考) 取締役会の構成 [2022年6月22日以降の予定]

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成するものとします。

そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。

なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における第2号議案、第3号議案が原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

取締役	当社が各取締役に特に期待する分野						●男性 ●女性
	経営経験	財務会計	リスクマネジメント	事業戦略マーケティング	法務法規制等	国際性	
山崎正毅	○			○		○	●
清水直樹		○	○		○		●
間所健司		○		○	○		●
平野和久	監査等委員 社外 独立	○	○			○	●
篠連	監査等委員 社外 独立		○		○		●
村尾信尚	監査等委員 社外 独立	○			○	○	●
三谷宏幸	監査等委員 社外 独立	○		○		○	●

※上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

やすだ あきよ
安田 明代

社外

1975年12月10日生
所有する当社の株式数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年11月	司法試験合格	2018年10月	民事調停官（非常勤裁判官）（現在）
2004年10月	弁護士登録	2019年 2月	寺本法律会計事務所入所
2004年10月	光和総合法律事務所入所		パートナー弁護士（現在）
2016年 6月	当社補欠取締役	2019年 6月	池上通信機株式会社
	監査等委員（現在）		社外取締役（現在）
2017年 7月	新樹法律事務所入所		
	パートナー弁護士		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安田明代氏は、弁護士及び他の企業の社外取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この見識を活かして特に法務及び法規制上の観点から取締役の職務執行に対する監督・助言等の役割を期待し、同氏を補欠の社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1.候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.安田明代氏は補欠の社外取締役候補者であります。
- 3.安田明代氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
- 4.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D＆O保険)契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりです。安田明代氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2022年7月1日に更新予定であります。

以上

■ 添付書類 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束が繰り返されるなか、経済活動への厳しい制限が徐々に緩和され、社会活動や個人消費に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢など地政学的リスクの高まりに加え、世界的な半導体不足や資源価格の高騰などにより、景気の先行きは予断を許さない状況が依然として続いています。

国内エネルギー業界においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた第6次エネルギー基本計画が2021年10月に閣議決定されるなど、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。また、年度初めより上昇基調にあった原油価格・プロパンC Pは、地政学的リスクの顕在化による供給不足の懸念が強まり、2014年以来の高値水準での推移となりました。一方、石油・ガスの国内需要は、少子高齢化の進展、省エネ機器の普及やライフスタイルの変化などにより全体としては減少傾向が継続しています。

このような環境のなか、前期よりスタートさせた第二次中期経営計画の2年目となる当期においては、引き続き、ROE 6.0%以上とする定量目標と3つの定性目標（①資本効率の改善、②持続的成長を実現する投資の実行、③社員の考え方・慣習・行動様式の変革）を達成するための取り組みを推進しました。

具体的には、「資本効率の改善」に向けて当社が保有する埼玉県川口市の固定資産を譲渡したことに加え、「社員の考え方・慣習・行動様式の変革」に向けた風土改革・働き方改革を引き続き推進しました。また、「持続的成長を実現する投資の実行」としては、新規事業への戦略投資に加えて、DX推進に向けたIT関連投資を促進し、第三次中期経営計画での躍進に向けた基盤整備を進めてきました。2021年12月には、当社の取り組みが評価され、経済産業省が定める「DX認定事業者」に選定されました。

その結果、当期の業績については、売上高2,893億40百万円（前期は2,171億22百万円）、営業利益24億80百万円（前期は29億35百万円）、経常利益32億72百万円（前期は30億23百万円）となりました。なお、経常利益の額が営業利益の額を上回っているのは、保険返戻金の増加に加えて、原油価格等の変動に対するデリバティブ評価益を計上していることなどによります。また、親会社株主に帰属する当期純利益については、前期に計上した負ののれん発生益と事業譲渡益の計上がなかったことなどにより、24億87百万円（前期は27億17百万円）となりました。

《ご参考》 業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
289,340 百万円	2,480 百万円	3,272 百万円	2,487 百万円

■ セグメント別事業概要



エネルギー卸・小売周辺事業 (B to C事業)

主要な事業内容

- 家庭向け及び小売事業者向けL P ガス等各種燃料販売事業
- リフォーム・ガス器具販売等の家庭向けエネルギー周辺事業
- 都市ガスの供給事業
- L P ガス保安及び配送事業並びに家庭向け電力販売事業

売上面は、主力の「L P ガス・灯油販売」で平均気温が前年より高く需要が低調に推移したことから春先と晩秋を中心に販売数量が減少した一方で、原油価格やプロパンC P の高騰に伴い販売単価が大幅に上昇しました。

利益面は、灯油を中心とした石油類の売上総利益の減少に加えて、L P ガスの仕入価格上昇に伴う販売価格への転嫁が遅れた一方、棚卸資産の在庫影響などがプラス要因となり、増益となりました。

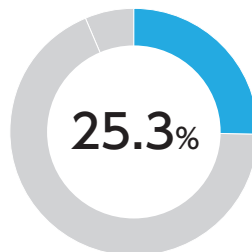
なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用による影響については、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

以上の結果、当期におけるエネルギー卸・小売周辺事業の売上高は731億52百万円（前期は629億94百万円）、営業利益は10億39百万円（前期は9億63百万円）となりました。

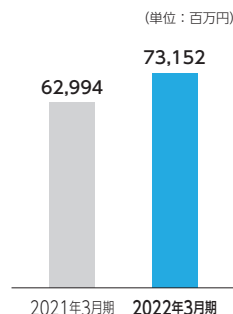
《ご参考》



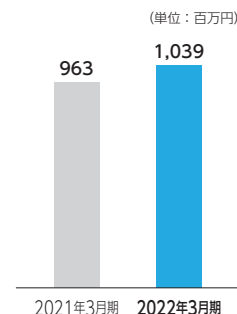
売上高構成比



売上高



営業利益





エネルギーソリューション事業 (B to B事業)

主要な事業内容

- 各種石油製品販売事業
- 国内外での再生可能エネルギー電源開発事業
- 電力販売事業
- 太陽光発電システムの販売及びメンテナンス事業
- エネルギーソリューション事業
- 住宅設備機器販売事業
- 小型風力発電システム販売事業

売上面は、主力の石油事業でB to C事業と同様に原油価格の高騰に伴い販売単価が大幅に上昇しました。また、既存の石油販売施設について、軽油出荷能力を増強したオイルスクエアへの移行を進めたことなどにより、販売数量も軽油を中心に前期を上回り、全体として好調に推移しました。

利益面は、石油事業において原油市況の変動に対応した仕入施策により差益を確保した一方、電力事業において世界的なLNG高を背景にした需給環境の変化が激しい中、調達の多様化を進めるなど影響の軽減に努めましたが、全体としては、減益となりました。

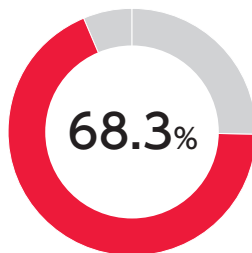
なお、新規事業の新型マイクロ風車関連事業においては、研究機関の風洞実験で得られたデータを基に製品化に向けた取り組みを進めています。また、韓国における大型陸上風力発電事業は、開発許可の取得が当初想定より遅れておりますが、引き続き、早期の開発許可取得に注力しています。

以上の結果、当期におけるエネルギーソリューション事業の売上高は1,977億15百万円（前期は1,359億98百万円）、営業利益は5億73百万円（前期は8億92百万円）となりました。

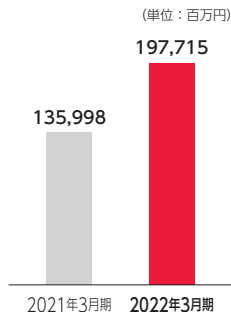
《ご参考》



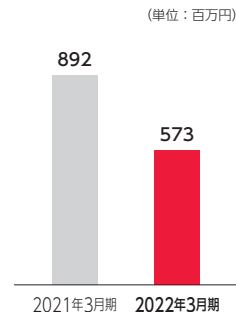
売上高構成比



売上高



営業利益





非エネルギー及び海外事業

主要な事業内容

- 自転車事業
- シェアサイクル事業
- 環境・リサイクル事業
- 抗菌事業
- システム事業
- 建物維持管理事業



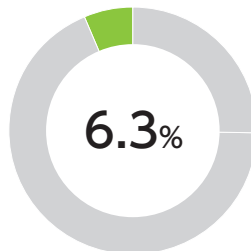
シェアサイクル事業（シナネンモビリティＰＬＵＳ株式会社）は、埼玉県ふじみ野市など新たな地方自治体との実証実験の開始に加えて、相模鉄道㈱との新たな連携を開始するなど、シェアサイクルサービス「ダイチャリ」のステーション開発を推進しました。2022年3月末現在、ステーション数は2,200カ所、設置自転車数は10,000台に増加し、2021年11月には過去最高の月間利用回数（60万回超）となりました。また、駅近用地の開拓など高稼働が見込めるターゲットエリアを中心に営業活動を推進する一方、運営体制の見直しによる機会損失の減少など利用回数向上に向けた取り組みの成果も表れています。

環境・リサイクル事業（シナネンエコワーク株式会社）は、主力の「木くずリサイクル」において、新型コロナウイルス感染症による建築廃材減少の影響が続く中、木質チップの需給変動がプラスに作用し取引高が増加しました。また、金属スクラップ取引などその他事業も好調に推移し、収益に貢献しました。

《ご参考》

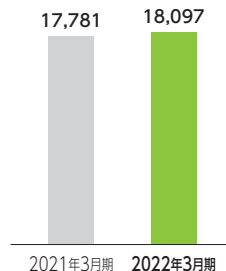


売上高構成比



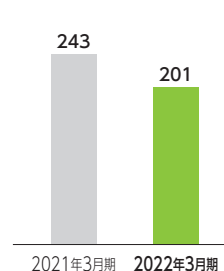
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



抗菌事業（株式会社シナネンゼオミック）は、同感染症拡大による抗菌需要の増加を背景に、国内・海外共に好調な販売を維持したほか、大手メーカーとのサンプル試作を開始するなど、新規顧客の開拓を推進しました。

システム事業（株式会社ミノス）は、主力のＬＰガス基幹業務システムの安定的な貢献に加え、電力自由化に対応した顧客情報システム（電力ＣＩＳ※）が大幅に伸長し、増益となりました。

タカラビルメン株式会社を中核とする建物維持管理事業は、マンションなど集合住宅の定期管理業務の安定的な貢献のほか、医療施設などでの感染消毒清掃の新規受注増加、集合住宅のメンテナンス件数の反動増などがプラス要因となった一方、不動産管理事業の管理物件数の減少などがマイナス要因となり、全体としては微増益となりました。なお、次期以降の安定収益の確保に向けて感染消毒清掃をフックとした営業活動を推進し、複数の医療機関から年間契約案件を獲得したほか、長年の実績が評価され、新規公営斎場の運営を受託するなど、着実に成果が表れています。

自転車事業（シナネンサイクル株式会社）は、プライベートブランド車の開発を進めるなど収益力の改善に努めましたが、同感染症拡大により前期増加した需要の反動減にパーツメーカーの供給不足に伴う需給のひっ迫、海外輸送費や原材料価格の高騰、為替の円安傾向などが重なり、減収減益となりました。

以上の結果、当期における非エネルギー及び海外事業の売上高は180億97百万円（前期は177億81百万円）、営業利益は2億1百万円（前期は2億43百万円）となりました。

※ ＣＩＳとは、Customer Information Systemの略で、顧客情報の管理から契約形態に合わせた料金計算、請求までの業務を一括で管理できるシステムのこと。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	売上高	構成比	前期
	百万円	%	百万円
エネルギー卸・小売周辺事業（Ｂ to Ｃ事業）	73,152	25.3	62,994
エネルギーソリューション事業（Ｂ to Ｂ事業）	197,715	68.3	135,998
非エネルギー及び海外事業	18,097	6.3	17,781
その他	374	0.1	347
	百万円	%	百万円
合 計	289,340	100	217,122

(2) 対処すべき課題

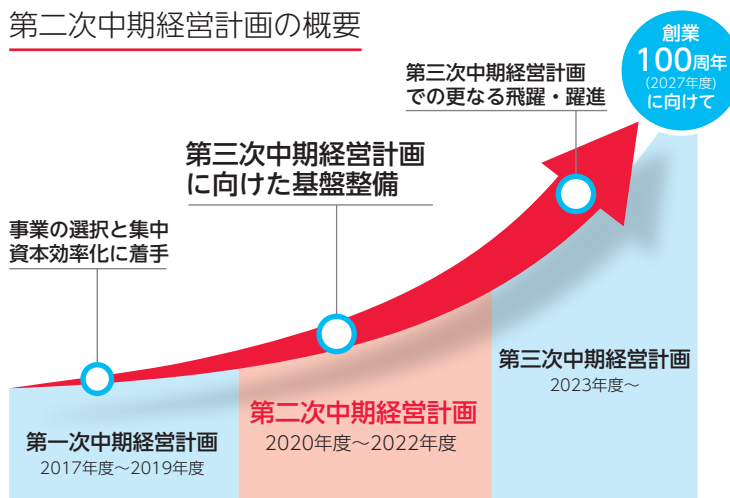
〔事業改革、脱炭素社会への取り組み〕

当社グループの主力事業である石油・ガス事業を取り巻く環境は、国内人口の減少、省エネ機器の普及、ライフスタイルの変化などによりエネルギー需要の減少傾向が続き、引き続き厳しい状況にあります。また、世界的な脱炭素・SDGsへの意識の高まりに加えて、国内でも2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速する中、総合エネルギーサービス企業グループとして責任ある対応が強く求められています。

当社グループでは、こうした経営環境の変化や時代の潮流に対応すべく、前期より、「Challenging New Worlds with Big Sky-thinking ~大胆な発想で新しい世界への挑戦~」をスローガンとした第二次中期経営計画をスタートさせました。本中期経営計画においては、既存事業の選択と集中、低効率資産の活用・売却による資本効率の改善を推進するとともに、シェアサイクル事業や再生可能エネルギー事業など新規事業への戦略投資を実行し、持続的成長を可能にする事業構造の確立を目指しています。

当期（2021年度）は、新規事業への戦略投資に加えて、DX推進に向けたIT関連投資を促進し、第三次中期経営計画での更なる飛躍と躍進に向けた基盤整備を実行しました。また、本年4月より、グループ全体の成長性向上に向け、脱炭素社会に向けた取り組みを強化すべく、社長直下の「成長戦略部」内に「サステナブル推進チーム」を新設しました。引き続き、脱炭素社会に向けた取り組みを通じ、企業価値の向上を目指していきます。

第二次中期経営計画の概要



〔風土改革、働き方改革〕

当社グループでは、前期よりスタートさせた第二次中期経営計画の定性目標の一つである「社員の考え方・慣習・行動様式の変革」に向け、風土改革と働き方改革を推進しています。

2020年11月には、専門部署として「グループ改革推進室」を新設し、グループ全体で様々な取り組みを進めています。

当期は、2027年の創業100周年に向けた組織ビジョンとして、「Spiral Up Company～情熱とワクワクのエネルギー好循環組織～」を掲げ、活動を深化させました。組織ビジョンの共有のため、グループ全社員に向けたオンラインミーティング、組織風土調査、マネジメント研修など、各種取り組みを着実に実行しています。

今後は、自由闊達な組織風土を形成し、アントレプレナーシップ（起業家精神）を持った社員を育成していきます。

また、風土改革と連動する働き方改革においても、「ワークライフバランス実現」「多様な働き方推進」「キャリア開発」「仕事の質向上」をテーマに掲げ、取り組みを進めています。

今後は、業務効率化・各種制度の整備やデジタル化の推進などを通じて働きやすさを向上させると共に、社員一人ひとりが自らの人生や働き方を見つめ直し、主体的にキャリアを形成していける機会を創出し、働きがいも向上させていきます。



〔コーポレート・ガバナンスの強化〕

当社グループは、経営の透明性と健全性を確保し、意思決定と執行の迅速化を進めることにより、継続的に企業価値を高めていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の重要課題の一つであると認識しています。2015年に持株会社体制へ移行した後、下記のとおり、年々、コーポレート・ガバナンス強化の取り組みを実行しています。

当期は、当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて、企業価値の持続的に高めるインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていきます。



〔人材戦略〕

当社グループでは、事業拡大を実現していくうえで、「人材」を最も重要な財産の一つと位置づけています。2020年には、年功序列を見直し役割を重視した新たな人事制度への改定を行い、適材適所を重視した人員配置を行うと共に、優秀な人材の確保に努めています。育成面についても、多様性を重んじ、機会差別のない階層別研修・選択型研修に加えて、意欲と能力を優先した選抜型研修を整備しています。

本年4月より、従業員を財産に資する「人的財産」として尊重することを明確化するため、「人材開発チーム」の名称を「人財開発チーム」に変更しました。今後も引き続き、多様な人材が仕事と生活の調和を図りながら、最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでいきます。

〔DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進〕

当社グループの事業領域である「エネルギー・住まい・暮らし」の分野では、IT化・自動化の余地が多く残されています。第二次中期経営計画においては、企業風土・文化、ビジネスモデルを変革するべく、グループ経営基盤の強化や業務効率化の重要施策としてDXを位置付けています。

これまでに、当社グループでは、DXに関わる経営ビジョン・取り組みの方向性を実現するためのロードマップを右記のとおり策定するとともに、ガバナンスとマネジメントの役割を分離し、意思決定と執行の透明化・迅速化を図るDX推進体制を整えてまいりました。当期は、これらの取り組みが評価され、2021年12月に、経済産業省が定める「DX認定事業者」に選定されました。

今後は、業務効率化という視点にとどまらず高付加価値サービスの創出も視野に入れ、DXへの取り組みを加速させ、企業価値の向上を図っていきます。



〔グループ連携の推進〕

当社グループは、当社、連結子会社37社、関連会社13社で企業集団を形成しています。各社においては、これまで自律的な意思決定を行うことで、スピード感のある事業経営を実現してきました。今後は、グループ各社の連携をより一層強化することで、グループ全体としてのシナジーを発揮し、収益の拡大と業務の効率性を追求していきます。

以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

シナネンホールディングスグループの

ESG

E [環境 environment]

事業を通じた取り組み

貢献する
SDGs



「ダイチャリ」バッテリー充電に「環境配慮型シナネンでんき」の実質再エネ100%メニューを採用

当社グループのシナネンモビリティ PLUS（株）は、神奈川県川崎市（2021年12月）と千葉県千葉市（2022年2月）にシェアサイクル「ダイチャリ」のメンテナンス拠点「エコベース」を設立しました。「エコベース」で使用する電力には「環境配慮型シナネンでんき」の実質再生可能エネルギー100%メニューを採用。さらに「シナネンあかりの森プロジェクト」への参画により、ユーザーのご利用が増えるほど、企業としても環境保全活動に貢献できます。ユーザーがシェアサイクルに乗って移動するだけで環境保全に貢献できる取り組みは日本初（当社調べ）の事例となります。

エコベースでのバッテリー充電に実質再エネ100%メニューを採用

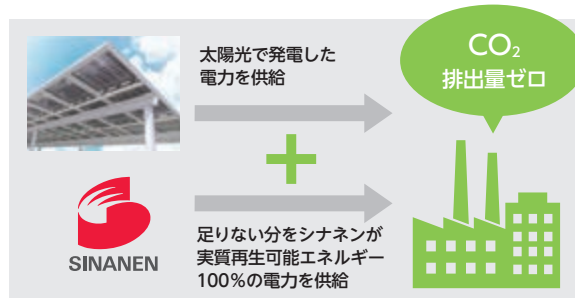


シェアサイクルの利用で環境保全活動に貢献



法人向けソーラーカーポート「おひさまCARルーフFor Business」本格販売開始

当社グループのシナネン（株）は2021年12月1日よりソーラーカーポートの新商品「おひさまCARルーフFor Business」の本格販売を開始しました。本製品は、オフィス、工場・事業所などに隣接する駐車場の屋根として設置できる太陽光発電設備で、企業の再生可能エネルギー由来の電力活用を促進し、脱炭素化に貢献するものです。シナネンが提供する電力プラン「シナネンでんき 環境配慮型メニュー」を組み合わせることで、使用する全ての電力が実質再エネ100%となり、CO₂排出量を0にすることが可能です。



当社グループは、時代の変化に柔軟に対応し、持続的成長を実現するため、事業活動の基盤となるE(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)の進化に取り組んでおります。本項目では、当社グループのESGに関する当期の取り組みをご紹介します。

S [社会 social]

次世代人材の育成支援

貢献する
SDGs



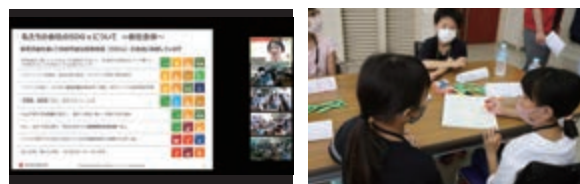
第6回「大学生対抗IRプレゼンコンテスト」で当社担当サークルが優勝！

当社は次世代人材の育成支援を目的とした社会貢献活動の一環として「大学生対抗IRプレゼンコンテスト」に昨年より参加しています。2022年2月17日に開催された第6回コンテストでは当社について取材しプレゼンを行った明治大学投資サークル「Breakouts!」が優勝しました。



各地で地球環境とエネルギー等をテーマにした出張授業を実施

当社グループでは、環境教育の一環として全国各地で出張授業を実施しています。2021年度は、当社が中学生向けに地球環境やSDGsをテーマにしたオンライン授業、当社グループの日高都市ガス（株）が埼玉県日高市の小学生向けにクリーンエネルギーをテーマにした授業を実施しました。

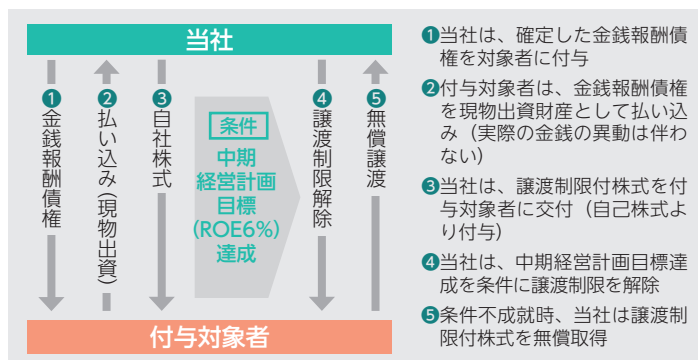


G [ガバナンス governance]

役員報酬制度の進化

譲渡制限付株式報酬制度を導入

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的に、2021年6月、株式報酬制度を導入しました。付与対象者は、①当社取締役（監査等委員である取締役を除く）②当社従業員の一部③当社子会社の取締役の一部で、付与株式数は基本報酬の10%相当、具体的な配分は取締役会で決定します。



(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

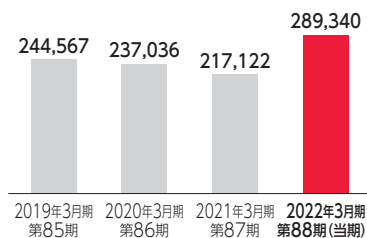
区 分	2019年3月期 第85期	2020年3月期 第86期	2021年3月期 第87期	2022年3月期 第88期 (当期)
売上高	244,567	237,036	217,122	289,340
営業利益	1,771	2,454	2,935	2,480
経常利益	2,158	2,203	3,023	3,272
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,588	2,989	2,717	2,487
1株当たり当期純利益	146.00円	274.84円	249.83円	228.33円
総資産	91,112	90,611	96,834	104,908
純資産	47,388	48,821	51,905	54,381
1株当たり純資産額	4,323.50円	4,425.87円	4,707.96円	4,922.46円

(注) 第88期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用し、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っています。

《ご参考》

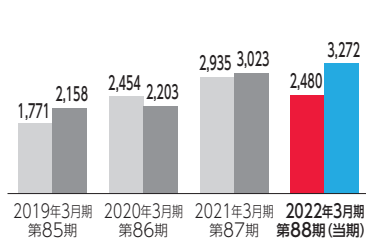
売上高

(単位：百万円)



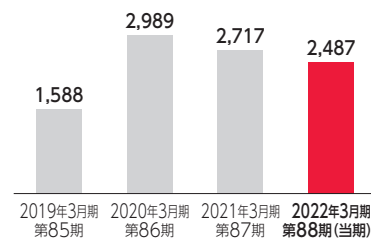
営業利益／経常利益

■ 営業利益 ■ 経常利益 (単位：百万円)



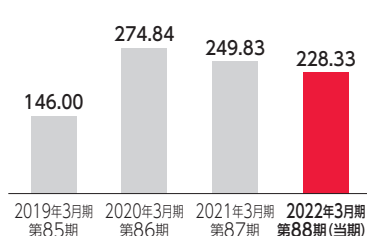
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



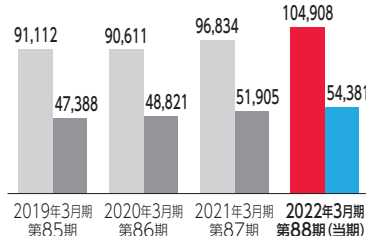
1株当たり当期純利益

(単位：円)



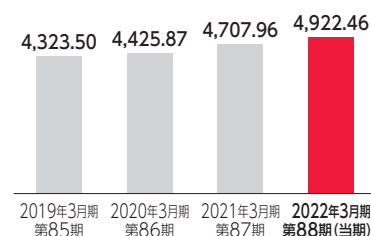
総資産／純資産

■ 総資産 ■ 純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



(4) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は16億円であり、その主なものは次のとおりです。

- ・ガス事業での供給設備設置等
- ・ソフトウェアの導入
- ・風力発電設備（韓国）
- ・賃貸用不動産
- ・システム開発等
- ・灯油センター設備等

(5) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(6) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期比増減
エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）	869名(237名)	20名減(67名減)
エネルギーソリューション事業（B to B事業）	216名(139名)	19名増(24名減)
非エネルギー及び海外事業	478名(1,133名)	68名増(44名増)
全社（共通）	106名(10名)	14名増(2名増)
合 計	1,669名(1,519名)	81名増(45名減)

(注) 1.従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2.全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
106名(10名)	14名増(2名増)	42.0歳	10.2年

(注) 1.従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2.平均年齢、平均勤続年数は、社外への出向者、社外からの出向者を除いて計算しています。

(7) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
明治安田生命保険相互会社	200

(8) 主要な事業所並びに重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

当 社 本 社 東京都港区三田三丁目5番27号				資本金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
				百万円	%	
子会社	ミライフ西日本株式会社	本社	大阪府大阪市	90	100.00	各 種 燃 料 販 売
	ミライフ株式会社	本社	東京都港区	300	100.00	各 種 燃 料 販 売
	ミライフ東日本株式会社	本社	宮城県仙台市	200	100.00	各 種 燃 料 販 売
	日高都市ガス株式会社	本社	埼玉県日高市	80	100.00	都 市 ガ ス 供 給
	シナネン株式会社	本社	東京都港区	100	100.00	各 種 燃 料 販 売
	シナネンサイクル株式会社	本社	東京都港区	100	100.00	自転車の輸入販売
	シナネンモビリティP L U S 株式会社	本社	東京都港区	30	100.00	シェアサイクル
	シナネンエコワーク株式会社	本社	東京都港区	30	100.00	環境・リサイクル
	株式会社シナネンゼオミック	本社	愛知県名古屋市	50	100.00	抗菌剤製造販売
	株式会社ミノス	本社	東京都港区	95	100.00	コンピュータシステムサービス
	タカラビルメン株式会社	本社	茨城県龍ヶ崎市	10	100.00	建 物 維 持 管 理

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 47,520,600株

(2) 発行済株式の総数 10,906,636株
(自己株式2,139,955株を除く。)

(3) 株主数 3,351名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	1,067	9.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	912	8.36
光 通 信 株 式 会 社	811	7.44
コ ス モ 石 油 マ ー ケ テ ィ ン グ 株 式 会 社	789	7.23
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	672	6.16
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	509	4.67
出 光 興 産 株 式 会 社	473	4.34
シ ナ ネ ン グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	441	4.04
リ ン ナ イ 株 式 会 社	374	3.43
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	260	2.39

(注) 1. 当社は自己株式2,139,955株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

2. 持株比率は、自己株式2,139,955株を控除して計算しています。

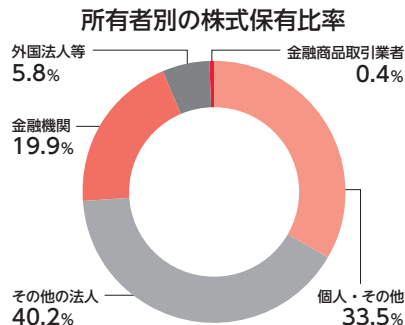
(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く 。 ） 当社普通株式	3,995株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告34頁から36頁までの「(2) 取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 崎 正 毅	
代表取締役専務	清 水 直 樹	ＣＣＯ
常 務 取 締 役	椎 名 忠 聡	保安物流管理部長
取 締 役	間 所 健 司	
監査等委員である 取 締 役 (常 勤)	平 野 和 久	一般社団法人Japan Society of U.S.CPAs代表理事
監査等委員である 取 締 役	重 森 豊	大和ハウス工業株式会社社外取締役 株式会社ワイズトータルサポート代表取締役
監査等委員である 取 締 役	篠 連	光和総合法律事務所パートナー弁護士 高島株式会社社外取締役 (監査等委員) 前田建設工業株式会社社外監査役
監査等委員である 取 締 役	村 尾 信 尚	関西学院大学教授 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム顧問

- (注) 1. 当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員である取締役を選定する旨を定めております。当該規程に基づき平野和久氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
2. 監査等委員である取締役の平野和久氏、重森豊氏、篠連氏、村尾信尚氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
3. 監査等委員である取締役の平野和久氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役の篠連氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役の報酬等

当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	130	111	13	5	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外取締役	37	37	-	-	4

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、当事業年度の費用計上額としております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結経常利益を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額に中長期業績に対する貢献度に応じた係数を乗じたものを業績連動報酬として固定報酬に合算して毎月金銭で支給することとしています。

業績指標として連結経常利益を選定した理由は、営業活動のみならず財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であると判断しているためです。

当事業年度における業績連動報酬については、前事業年度の連結経常利益等の達成度合いにより決定していますが、2020年度における達成率は133%でした。

③ 非金銭報酬の内容

当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬を支給しています。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月24日開催の第82期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額276百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額72百万円以内と決議されています。

なお、第82期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2021年6月22日開催の第87期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、上記の報酬限度額とは別枠で、年額60百万円以内の譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されています。なお、第87期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月31日及び2021年5月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）の定めを含む役員の報酬に関する規程の改定を決議いたしました。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員会で協議の上決定いたします。

(イ) 決定方針の内容の概要

- A) 社長の基本報酬は、競争力のある水準とし、同業他社及び世間水準を考慮して決定します。
- B) 常勤役員の基本報酬は、社長の基本報酬を基準額とし、役職ごとに定める係数を基準額に乗じて決定します。なお、基準額及び役職ごとに定める係数の決定は任意の指名・報酬委員会に一任します。
- C) 非常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は別途個別に決定します。
- D) 役員報酬の総額における業績連動報酬の割合は概ね15%程度とします。
- E) 社長の業績連動報酬は、連結経常利益等から算出して決定し、これを業績基準額とします。他の常勤役員の業績連動報酬は、役職ごとに定める係数を業績基準額に乗じてそれぞれ一旦決定します。業績連動報酬の総額は連結経常利益等の一定割合を超えないものとします。そして社長を含めた個人別の業績連動報酬は中長期業績に対する貢献を加味して最終的に決定します。なお業績基準額、役職ごとに定める係数の決定及び中長期評価は任意

の指名・報酬委員会に一任します。

F) 譲渡制限付株式報酬は、監査等委員である取締役を除く取締役に付与し、当社の取締役会が定める一定の業績目標達成を条件として譲渡制限を解除します。なお、付与株式数は基本報酬の10%相当とし、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定します。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討に基づき決定しており、取締役会はその結果を決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、2021年6月22日開催の取締役会において、代表取締役社長である山崎正毅氏に対し各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最適であると判断したためであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から賠償責任請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社・孫会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である 取 締 役（常勤）	平 野 和 久	当期開催の取締役会20回及び監査等委員会14回すべてに出席いたしました。会計及び内部監査に関する専門的知識と豊富な経験に基づき、当社のリスクマネジメント等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である 取 締 役	重 森 豊	当期開催の取締役会20回のうち16回に出席し、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。豊富なビジネス経験に基づき、当社の経営並びに業務執行等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である 取 締 役	篠 連	当期開催の取締役会20回のうち18回に出席し、また監査等委員会14回すべてに出席いたしました。弁護士及び他の企業の社外取締役等としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のコンプライアンス体制等について意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。
監査等委員である 取 締 役	村 尾 信 尚	2021年6月22日就任以降、当期に開催された取締役会14回及び監査等委員会11回すべてに出席いたしました。既存の会社経営にとらわれることなく専門的な経験・見識に基づき、社会情勢や国際情勢と照らし合わせて意見・提言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬への関与を通じた監督・助言等の役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	93百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	93百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	73百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法の定めに従い、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は当社グループの企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。
- ② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
- ③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④ 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
- ⑤ 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。
- ② 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。
- ③ 内部監査規程により、監査部の内部監査は、取締役会で承認されたリスクベースの監査計画に基づいて行われ、監査結果は、取締役会に直接報告される。
- ④ 当社はリスク・コンプライアンス委員会において、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。
- ② 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
- ③ 当社は経営会議を設置して、社長の意思決定を補佐する。また、グループ経営者会議等を設置して、グループの経営課題に取り組む。
- ④ 当社は、任意の指名・報酬委員会を設置して、取締役（グループ企業の役員を含む）の指名及び報酬の決定に関する手続きの客観性・透明性を高める。

（５）当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
- ② 当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
- ③ 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が内部通報等に利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ④ 前号の通報を行った者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 監査部は必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。
- ⑥ グループ企業の監査役及び内部監査部門は監査結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の監査状況を監査等委員会に報告する。
- ⑦ 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

（６）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助する使用人を、監査等委員会室に配置し、監査等委員の指示によりその職務を行う。

(7) 前項の使用人について、監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会との協議により監査部が行う内部監査は、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。
- ② 監査等委員会の補助を行う使用人の人事については、監査等委員会の同意を得なければならない。

(8) 監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員以外の取締役は監査等委員会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
 - 1) 毎月の経営状況に関する重要な事項
 - 2) 監査部が行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 3) 監査部が行う財務情報の適正性の評価に関する重要な事項
 - 4) 内部通報制度の通報状況及び内容
 - 5) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 6) 重大な法令・定款違反
 - 7) その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社グループ企業の全役員・社員は前号4) から6) に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告できるものとする。
- ③ 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- ② 監査等委員からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ② グループ企業の内部統制部門は財務報告の適正性についての評価結果を監査部と共有し、監査部はグループ企業の評価を監査等委員会及びリスク・コンプライアンス委員長に報告する。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の周知・徹底を図っております。
- ② リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループで発生したコンプライアンス違反を総括し、再発防止策を指示、実行しております。
- ③ 社内及び社外に内部通報窓口を設置して、不正行為の未然防止に努めております。

(2) リスク管理体制

- ① リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。
- ② 重要な投資案件については、事前審査委員会にて詳細なリスク分析を行ったうえで、取締役会で決議しております。

(3) グループ会社の経営管理

- ① 事業会社管理規程、各社決裁規程にて、重要事項の決定や重大事故の発生等について当社への報告義務を定めております。
- ② グループ会社の経営者会議を毎月開催して、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。
- ③ 当社取締役を主要なグループ会社の取締役及び監査役として派遣し、業務執行を管理・監督しております。

(4) 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役に、補助人4名を配置し、必要な予算計上と迅速な償還処理を行うことにより、監査等委員である取締役の業務が円滑に遂行できる体制を確保しております。
- ② コンプライアンス規程にて、重大なコンプライアンス違反については、監査等委員である取締役に直接通報できるものと定めております。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をしております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策と位置付け、連結配当性向30%以上を目安に、安定的な配当を基本とした株主還元を実施してまいります。また、内部留保資金につきましては、事業領域拡大の原資及び事業基盤強化に向けた設備投資等に充当していく予定です。

当期の期末配当につきましては、1株当たり75円とすることといたしました。

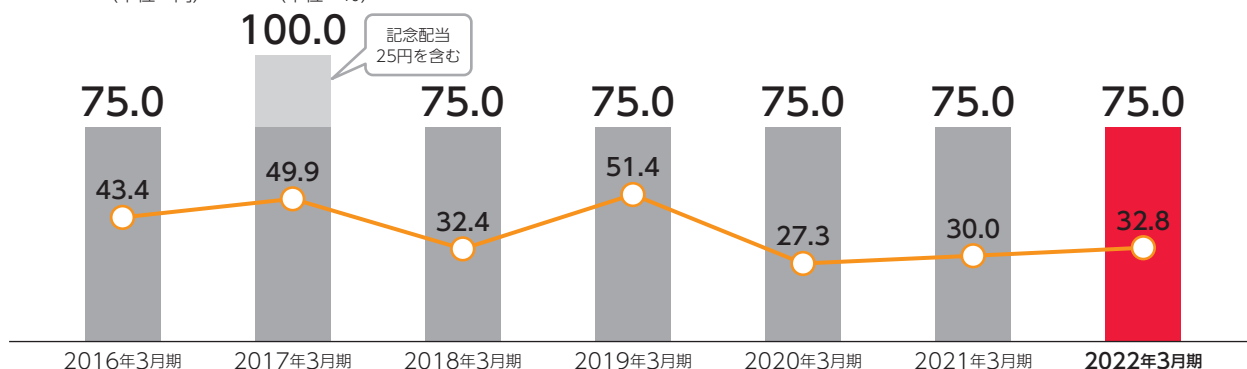
なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

(ご参考)【配当金の推移】

1株当たり配当金／連結配当性向

(単位：円)

(単位：%)



(注) 2016年10月1日に普通株式5株を1株に株式併合しており、2016年3月期の数値については株式併合後の基準で換算しています。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資 産 の 部	
流 動 資 産	61,798
現金及び預金	10,245
受取手形	457
売掛金	38,325
契約資産	4
商品及び製品	6,801
仕掛品	2,146
原材料及び貯蔵品	54
その他の他	3,806
貸倒引当金	△42
固 定 資 産	43,110
有形固定資産	28,102
建物及び構築物	6,415
機械装置及び運搬具	5,446
土地	11,038
リース資産	1,777
建設仮勘定	2,658
その他の他	766
無形固定資産	3,371
のれん	2,407
その他の他	963
投資その他の資産	11,636
投資有価証券	7,601
長期貸付金	52
長期前払費用	1,487
繰延税金資産	436
その他の他	3,687
貸倒引当金	△1,628
資 産 合 計	104,908

科 目	金額
負 債 の 部	
流 動 負 債	42,377
支払手形及び買掛金	32,354
短期借入金	964
未払金	2,057
リース負債	285
未払法人税等	1,260
未払消費税等	337
契約負債	901
賞与引当金	1,282
その他の他	2,934
固 定 負 債	8,149
長期借入金	2,922
リース負債	1,358
繰延税金負債	1,009
役員退職慰労引当金	26
退職給付に係る負債	505
長期預り保証金	1,103
資産除去債務	535
その他の他	689
負 債 合 計	50,527
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	52,201
資本	15,630
資本剰余金	7,726
利益剰余金	34,401
自己株式	△5,555
その他の包括利益累計額	1,485
その他有価証券評価差額金	1,402
繰延ヘッジ損益	88
為替換算調整勘定	△5
非支配株主持分	693
純 資 産 合 計	54,381
負 債 純 資 産 合 計	104,908

招集（通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	289,340		
売上原価	254,933		
売上総利益	34,406		
販売費及び一般管理費	31,926		
営業利益	2,480		
営業外収益			
受取利息及び配当金	219		
保険返戻金	203		
その他	551		974
営業外費用			
支払利息	90		
貸倒引当金繰入額（営業外）	19		
その他	72		182
経常利益	3,272		
特別利益			
固定資産売却益	1,493		
投資有価証券売却益	732		
その他	19		2,245
特別損失			
固定資産売却損	5		
固定資産除却損	165		
子会社株式売却損	21		
減損損失	328		
のれん償却額	503		
その他	30		1,055
税金等調整前当期純利益	4,462		
法人税、住民税及び事業税	1,936		
法人税等調整額	55		1,991
当期純利益	2,470		
非支配株主に帰属する当期純損失	△17		
親会社株主に帰属する当期純利益	2,487		

連結株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	15,630	7,709	32,090	△5,635	49,794
会計方針の変更による累積的影響額			639		639
会計方針の変更を反映した当期首 残高	15,630	7,709	32,729	△5,635	50,434
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△815		△815
親会社株主に帰属する当期純利益			2,487		2,487
自己株式の処分		13		81	94
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3			3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	16	1,672	79	1,767
2022年3月31日 残高	15,630	7,726	34,401	△5,555	52,201

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
2021年4月1日 残高	1,866	△7	△451	1,406	703	51,905
会計方針の変更による累積的影響額						639
会計方針の変更を反映した当期首 残高	1,866	△7	△451	1,406	703	52,544
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△815
親会社株主に帰属する当期純利益						2,487
自己株式の処分						94
自己株式の取得						△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△463	96	445	78	△9	68
連結会計年度中の変動額合計	△463	96	445	78	△9	1,836
2022年3月31日 残高	1,402	88	△5	1,485	693	54,381

■ 計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資 産 の 部	
流 動 資 産	7,307
現金及び預金	4,914
売掛金	1
前払費用	124
関係会社短期貸付金	1,592
未収入金	531
その他	143
固 定 資 産	26,239
有 形 固 定 資 産	3,372
建物	1,274
構築物	50
機械及び装置	79
工具、器具及び備品	89
土地	777
リース資産	2
建設仮勘定	1,098
無 形 固 定 資 産	276
借地権	4
商標権	0
ソフトウェア	219
ソフトウェア仮勘定	51
電話加入権	1
投 資 そ の 他 の 資 産	22,589
投資有価証券	6,763
関係会社株式	10,888
関係会社長期貸付金	4,135
長期前払費用	3
保険積立金	862
敷金	211
その他	60
貸倒引当金	△336
資 産 合 計	33,546

科 目	金額
負 債 の 部	
流 動 負 債	8,673
1年以内返済予定の長期借入金	200
リース債務	3
未払金	188
未払費用	62
未払法人税等	117
未払消費税等	97
預り金	7,627
賞与引当金	255
その他	121
固 定 負 債	637
リース債務	0
長期預り保証金	171
資産除去債務	63
繰延税金負債	402
負 債 合 計	9,311
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	23,029
資本金	15,630
資本剰余金	13
その他資本剰余金	13
利 益 剰 余 金	12,949
利益準備金	553
その他利益剰余金	12,396
買換資産圧縮積立金	49
別途積立金	7,724
繰越利益剰余金	4,621
自 己 株 式	△5,555
評価・換算差額等	1,197
その他有価証券評価差額金	1,197
純 資 産 合 計	24,234
負 債 純 資 産 合 計	33,546

損益計算書（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：百万円）

科 目							金額	
営	業	収	益					
グ	ル	ー	プ	運	営	収 入	2,697	
不	動	産	賃	貸	収 入		428	3,126
営	業	費	用					
不	動	産	賃	貸	費 用		216	
一	般	管	理	費			2,807	3,024
営	業	利	益					101
営	業	外	収	益				
受	取	利	息	及	び	配 当 金	200	
そ			の			他	568	769
営	業	外	費	用				
支	払	利	息				28	
貸	倒	引	当	金	繰 入	額	64	
そ			の			他	16	109
経	常	利	益					761
特	別	利	益					
固	定	資	産	売	却	益	1,092	
投	資	有	価	証	券	売 却 益	730	1,823
特	別	損	失					
固	定	資	産	売	却	損	0	
固	定	資	産	除	却	損	108	
関	係	会	社	株	式	評 価 損	610	
関	係	会	社	株	式	売 却 損	43	763
税	引	前	当	期	純	利 益		1,822
法	人	税	、	住	民	税 及 び 事 業 税	609	
法	人	税	等	調	整	額	175	784
当	期	純	利	益				1,037

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2021年4月1日残高	15,630	—	—	471	58	7,724	4,472	12,728
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△815	△815
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				81			△81	—
買換資産圧縮積立金の取崩					△8		8	—
当 期 純 利 益							1,037	1,037
自己株式の処分		13	13					
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	13	13	81	△ 8	—	148	221
2022年3月31日残高	15,630	13	13	553	49	7,724	4,621	12,949

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日残高	△5,635	22,722	1,867	1,867	24,590
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△815			△815
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		—			—
買換資産圧縮積立金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		1,037			1,037
自己株式の処分	81	94			94
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△ 669	△ 669	△ 669
事業年度中の変動額合計	79	314	△ 669	△ 669	△ 355
2022年3月31日残高	△5,555	23,037	1,197	1,197	24,234

■ 監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

シナネンホールディングス株式会社
取締役会 御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海野 隆 善
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 秀 満
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田 里 織

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

シナネンホールディングス株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海野隆善
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤秀満
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田里織

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査等委員が主要な国内子会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会に出席するほか、必要に応じて事業の報告を受けました。また、監査役等全体会議（監査等委員、子会社監査役、内部監査責任者）や常勤監査役等連絡会を通じ、意思疎通及び情報交換を図りました。さらに、内部監査部門から、シナネンホールディングス株式会社及び主要な子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められませんが、
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業の持続的成長を推進する上では、リスク管理体制と内部統制システムの整備及び運用におけるさらなる改善が必要であると考えます。監査等委員会では、引き続きその取り組み状況の監視と検証をしてまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

シナネンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平 野 和 久 ㊞

監 査 等 委 員 重 森 豊 ㊞

監 査 等 委 員 篠 連 ㊞

監 査 等 委 員 村 尾 信 尚 ㊞

(注) 監査等委員平野和久、重森豊及び篠連、村尾信尚は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

会場

住友不動産三田ツインビル西館1階 ベルサール三田

交通の
ご案内

- J R (山手線・京浜東北線) 田町駅 三田口より徒歩8分
- 地下鉄 (都営浅草線・都営三田線) 三田駅 A3出口より徒歩6分
- 地下鉄 (都営浅草線・京浜急行線) 泉岳寺駅 A3出口より徒歩6分

 ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。